

令和 6 年一級建築基準適合判定資格者検定の検定問題について

1. 検定問題の誤字について

令和 6 年一級建築基準適合判定資格者検定の検定問題におきまして、検定終了後、次のとおり誤字があったことが判明しました。

誤字の箇所	誤	正
考査 A No.5 選択肢 5	390 N/m ²	390 N/mm ²
考査 A No.6 選択肢 1	12 N/m ²	12 N/mm ²

2. 誤字への対応について

考査 A No.5 については、肢 5 を正答肢として想定していましたが、下記の通り今回の誤字が解答に影響を与えるものではないとの結論に至り、得点調整等の措置は講じないこととしています。

○肢 5 について、建築基準法上「・・・基準強度の数値と 390 N/m²のうち、大きいほうの数値としなければならない」との規定はなく、「・・・の数値と 390 N/mm²のうち、小さいほうの数値としなければならない」とされているため、正答肢とする。

【No.5】建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 倉庫業を営む倉庫の床の構造計算をする場合の積載荷重については、実況に応じて計算した数値が 3,900 N/m² 未満の場合においても、3,900 N/m² としなければならない。
2. 特定行政庁が指定する多雪区域以外における建築物について、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる積雪時の長期の応力度を計算する場合、積雪荷重によって生ずる力は考慮しないことができる。
3. 建築物の地上部分の地震力の計算において、地震層せん断力係数を計算する際に用いる Z は、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて 1.0 から 0.7 までの範囲内において国土交通大臣が定める数値としなければならない。
4. 雪止めがない屋根の積雪荷重については、その勾配が 60 度を超える場合には、0 とすることができる。
5. 径が 28 mm を超える異形鉄筋をせん断補強に用いる場合の短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数値と 390 N/m² のうち、大きいほうの数値としなければならない。

考査ANo.6については、受検者への影響を検討した結果、肢3を正答肢として想定していましたが、下記の通り肢1及び肢3を正答肢とする措置を講じています。

○肢1について、建築基準法上「 $12\text{N}/\text{m}^2$ としなくてもよい」との規定はなく、また、コンクリート造の塀の強度として明らかに不十分であるため、正答肢とする。

○肢3について、当該耐力壁には建築基準法施行令第78条の2第1項三号が適用され、鉄筋の間隔を50cm以下としなければならないため、正答肢とする。

【No.6】鉄筋コンクリート造の建築物の構造方法に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物に附属する高さ2.2mの鉄筋コンクリート造の塀に使用するコンクリートの四週圧縮強度は、 $12\text{N}/\text{m}^2$ 以上としなくてもよい。
2. 高さ16mの建築物の構造耐力上主要な部分である床版の厚さは、国土交通大臣が定める方法による構造計算によって構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起らないことが確かめられた場合においては、短辺方向における有効張り間長さの $\frac{1}{40}$ 以上としなくてもよい。
3. 高さ3m、延べ面積 50m^2 の平家建ての壁式構造の建築物の耐力壁に、径9mmの鉄筋を縦横に複配筋として配置する場合においては、その間隔を50cm以下としなくてもよい。
4. 高さ12mの建築物の構造耐力上主要な部分である柱の小径は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、その構造耐力上主要な支点間の距離の $\frac{1}{15}$ 以上としなくてもよい。
5. 高さ20mの建築物のプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた構造耐力上主要な部分であるはり2以上の部材を組み合わせるものの接合部は、保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合においては、複筋ばりとしなくてもよい。